１月から高額療養費の自己負担限度額を変更

●詳しくは
市役所市民課国保年金係(☎・内線1070～1074)

◎１月から自己負担限度額が変わりました

70歳未満の人の高額療養費の自己負担限度額が、１月から下表の区分に変更となりました。

表　１月からの高額療養費の自己負担限度額(70歳未満)

区分	所得要件(※１)	自己負担限度額	多数回該当(※２)
ア	901万円超	252,600円＋(総医療費－842,000円)×１％	140,100円
イ	600～900万円	167,400円＋(総医療費－558,000円)×１％	93,000円
ウ	210～600万円	80,100円＋(総医療費－267,000円)×１％	44,000円
エ	210万円以下	57,600円	
オ	住民税非課税	35,400円	35,400円

※１　所得要件は全て基礎控除(38万円)後の所得額です。
※２　多数回該当とは、過去12カ月に、同じ世帯で高額療養費の支給が４回以上あった場合の、４回目から適用される限度額です。

変更後は、所得要件が細分化され、これまでより、所得に応じた負担軽減が行われます。また、市国民健康保険の加入者で、平成26年12月31日が期限の限度額認定証を持っていた人には、新しい認定証を送付していますので、ご確認ください。

なお、70歳以上の人の自己負担限度額は変わりません。

詳しくは、市国保の加入者は上記担当、その他の健康保険の加入者は、それぞれの保険者まで。

◎医療保健と介護保険で高額の負担があった場合

市は、１年間の医療保険と介護保険の両制度の自己負担額を合計し、基準を超えた金額を支給します(高額医療・高額介護合算療養費制度)。これは、医療保険と介護保険の両方の自己負担がある世帯の負担軽減を図るために行うものです。対象者には、申請書をお送りします。

■支給要件　26年７月31日現在加入している医療保険の世帯単位で、25年８月から26年７月までの間に医療保険と介護保険の両方の自己負担額が基準額を超えている世帯

■算定基準額(26年７月31日現在で国民健康保険や後期高齢者医療と、介護保険の自己負担合算限度額)

所得区分	69歳以下	70歳以上
上位所得者世帯	126万円	67万円
一般世帯	67万円	56万円
住民税非課税世帯	34万円	31万円
住民税非課税世帯のうち、世帯員の合計所得が一定基準以下の世帯	34万円	19万円

27年度の市臨時職員の登録者募集しています

●詳しくは
市役所総務課行政係(☎・内線1234)

市は、平成27年度臨時職員の登録者を募集しています。

■募集職種と主な業務
▶事務補助員＝事務全般(補助的なもの)
▶労務作業員＝用務員(施設用務員、学校用務員)、清掃員、運転手など
▶牧野看視人＝市営牧野の看視、管理など
▶保育士＝保育所での保育業務
▶調理補助員＝保育所での調理補助
▶除雪作業運転手＝除雪車両の運転
▶看護師＝西根病院での看護業務
▶病院窓口事務等補助員＝西根病院での外来補助業務

■応募資格　27年４月１日現在、18歳以上の人で、健康な人

なお、次に示す資格・経験のある人は、優遇の対象になります。ただし、除雪作業運転手、看護師については、有資格者のみ募集します。
▶労務作業員＝普通自動車免許
▶牧野看視人＝大型特殊免許、家畜人工授精師
▶保育士＝保育士免許・幼稚園教諭免許
▶調理補助員＝調理師免許
▶除雪作業運転手＝大型特殊免許、車両系建設機械技能講習修了【必須】
▶看護師＝看護師(准看護師)免許【必須】
▶病院窓口事務等補助員＝病院勤務経験者

■雇用期間・形態　臨時職員６カ月以内。勤務日、勤務時間などは職種によって異なります。

■応募方法　市役所本庁２階総務課、各総合支所地域振興課で配付する履歴書に必要事項を記入して、総務課へ提出してください(郵送可)。

■申込期限　２月４日(水)　※当日消印有効

2月から申告受付 準備はお早めに

2月5日から3月16日まで、市・県民税（国民健康保険税）の申告受付を行います。期間の後半は大変混み合います。できるだけ指定日に申告をお願いします。

■税の申告はなぜ必要？

市は、正確で公平な課税をするために、対象となる全ての人の所得状況を把握し、確定しなければなりません。申告をしないと、国民健康保険税の軽減などが受けられず、所得証明書の発行もできません。

また、所得を要件とする給付が受けられないなどの不利益が生じる場合があります。期限内に申告を済ませましょう。

■申告が必要な人

平成27年1月1日現在、市内に住所または住居がある人は、全員申告が必要です。

ただし、次のいずれかに該当する人は、申告の必要はありません。

❶税務署に平成26年分の確定申告書を提出した人
❷給与所得の年末調整が済んでいて、ほかに収入のない人
❸収入が公的年金のみで、受給額が148万円以下（65歳未満の人は98万円以下）の人
❹収入が無く、家族の給与所得の年末調整や確定申告で扶養親族になっている人（市外の親族に扶養されている人は申告が必要）

■申告に必要なもの

申告には、下の表1に示す書類などが必要です。

領収書は、事前に項目ごとにまとめて集計をしてきてください。事前に集計をしてこない場合は、申告受付できない場合があります。

申告受付は、左ページの表2に示す日程で行います。西根・松尾地区は、ことしから市役所本庁舎隣の多目的ホール棟多目的ルームで行います。指定日に都合が悪い場合は、書類をそろえて、なるべく期間の前半にお越しください。

詳しくは、市役所税務課市民税係（☎・内線1124～1127）まで。

市で申告を受け付けられない人

収入・所得のある人で、次に該当する人については、税務署で申告していただくことになりますので、ご注意ください（盛岡税務署での申告は左ページ下部を参照）。

❶株式などに関係する収入がある人（配当、譲渡など）
❷国や県、市町村の公共事業用に土地などを売った人で、その金額が100万円を超える人（土地などの収用の収入がある人）
❸住宅借入金等特別控除を新たに受ける人（初年度の人）

これらの収入・所得は所得税に関わる内容であり、算定も複雑なため、受け付けできません。お手数をおかけしますが、ご了承ください。

なお、青色申告、消費税、贈与税の申告についても、これまでと同様、受け付けできません。

土・日曜日の申告受付を行います

仕事などの都合で指定日時に会場で申告できない人のために、次の日程で申告受付を行います。

なお、水曜日の夜間申告受付は行いませんので、ご注意ください。

◆実施日　2月15日(日)、2月28日(土)
◆受付時間　午前9時から11時、午後1時から3時まで
◆場所　市役所本庁舎隣 多目的ホール棟多目的ルーム

表1　申告に必要なもの

必ず持ってくるもの		・申告者の認め印 ・口座振替納税や口座振込による還付を希望する人は、本人の預金通帳などと通帳印 ・申告書（税務署から確定申告書用紙が送付されている場合）
所得区分ごとに必要な書類		・給与・年金所得がある人＝源泉徴収票を全部（原本） ・事業所得の人＝収入・経費が分かる書類 ※1月上旬に各世帯に配布した「市・県民税（国民健康保険税）の手引き」を参照
所得控除に必要な書類	生命・地震保険料控除	・それぞれの控除証明書
	社会保険料控除	・社会保険料（健康保険任意継続保険料・介護保険など）の納付証明書または領収書 ・国民年金保険料の控除証明書または領収書
	住宅借入金等特別控除 ※2年目以降のみ受け付け	・住宅借入金年末残高証明書 ・源泉徴収票（給与所得がある人） ・平成26年分住宅借入金等特別控除申告書
	医療費控除	・病院などの領収書 ・高額療養費や医療費助成、保険金などの受け取り額の分かる書類
	障害者控除	・障害者手帳または障害者控除対象者認定書（健康福祉課で1月下旬から申請受付）

※申告書、収支内訳書などは、1月下旬から市役所税務課、各総合支所地域振興課窓口に備え付けています。

表2　市・県民税（国民健康保険税）申告受付の日程

受付場所	多目的ホール棟（市役所本庁舎隣）多目的ルーム		田山スポーツ交流館（2月10日から2月18日の午前中まで）、安代総合支所1階打合室（2月19日から3月6日まで）	
受付時間	午前9時～11時	午後1時～3時	午前9時～11時	午後1時～3時
2月5日(木)	※1			
6日(金)	金沢・温泉郷	安比高原・畑・柏台		
9日(月)	五百森	渋川・渋川開拓・白屋		
10日(火)	駅前一区・駅前二区	上町・仲町	愛の山・新興矢神	石名坂
12日(木)	下町二区	下町一区	苗石田	兄川
13日(金)	松川・雇用促進	下町三区	田山上	舘市
15日(日)	指定日に来られない人			
16日(月)	山子沢・大石平・中関	山後・岡村	田山下	兄畑
17日(火)	北村	両沼	日瀬通	栗木田・杉沢・平長
18日(水)	北寄木	上寄木・刈屋	折壁	
19日(木)	中郡・鹿野	立石	畑2区（扇畑）	畑2区（松木田・小屋畑）
20日(金)	寄木新田	関口	畑1区（赤坂田）	畑1区（星沢・黒沢・寄木）
23日(月)	中村・間羽松	舘腰	細野	豊畑
24日(火)	町組・薬師	高宮	浅沢第1	
25日(水)	上平笠・中平笠	下平笠・南平笠	浅沢第2	
26日(木)	谷地中・上村・大花森・前森	湯沢	曲田横間	
27日(金)	森子・山道	田中・向村・中沢	五日市3区	五日市4区
28日(土)	指定日に来られない人			
3月2日(月)	東・大久保・共新	小福田・大泉・駅前	五日市2区	五日市1区
3日(火)	松久保・山崎・堀切	わし森・椛沢・笹目	荒屋	
4日(水)	中松尾・落合	時森・小屋の沢	秋葉	
5日(木)	寺田・帷子	寺田新田・野口	荒屋新町	
6日(金)	土沢・若谷地・川原目・上関	荒木田・舘沢	新町中央	
9日(月)	指定日に来られない人		※1　給与収入のみの人、年金収入のみの人、給与および年金収入のみの人を受け付けます。 ▶表の斜線部分は、会場準備などのため、受け付けできません。指定日の申告にご協力をお願いします。 ▶期間後半になるにつれ、大変混み合います。指定日に都合が悪い人や還付申告の人は、早めにお越しください。	
10日(火)				
11日(水)				
12日(木)				
13日(金)				
16日(月)				

盛岡税務署からのお知らせ

盛岡税務署の平成26年分申告書作成会場が、次のとおり開設されます。

所得税（譲渡所得を含む）、消費税、贈与税の申告が必要な人は、ご利用ください。

■開設期間　2月4日(水)から3月16日(月)
※2月22日(日)と3月1日(日)以外の土・日曜日、祝日は休み
■開設時間　午前9時から午後4時まで
■場所　アイーナ（盛岡駅西口）
※盛岡税務署には、申告書作成会場を設置していませんので、アイーナのご利用をお願いします。

国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）で、確定申告書（所得税・消費税・贈与税）、青色決算書、収支内訳書の作成ができます。また、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用するとさらに便利です。

詳しくは、盛岡税務署（☎019-622-6141）まで。

「記帳・帳簿等の保存制度」対象者が拡大

個人の白色申告者のうち、事業所得、不動産所得または山林所得の合計額が300万円を超える人に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、平成26年1月から、これらの所得を生ずべき事業を行う全ての人について必要となりました。